

新潟市告示第593号

市税に関する納期限等の指定について

新潟市市税条例（昭和37年条例第2号）第7条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、令和6年1月31日付け新潟市告示第86号において別途新潟市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所のある納税義務者及び特別徴収義務者又は次に掲げる地域に主たる事務所若しくは事業所のある納税義務者及び特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月9日

新潟市長 中原 八一

都道府県名	指 定 地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町